

# Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

Title	<展望>杉原千畝研究の現状と展望
Author(s)	白石, 仁章
Journal	ソフィア : 西洋文化ならびに東西文化交流の研究, 49(4)
Issue Date	2001-05-25
Type	紀要/Departmental Bulletin Paper
Text Version	出版者/Publisher
URL	<a href="http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/2849">http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/2849</a>
Rights	



上智大学  
Sophia University

<http://www.sophia.ac.jp>

# 展望

## 杉原千畝研究の現状と展望

白石仁章

### 杉原千畝研究をめぐる動向

昨年、平成十二年は、在カウナス（リトアニアの都市）副領事（領事代理）として大勢のユダヤ系避難民に日本の通過ヴィザを発給し、数千人もの人命を救った外交官故杉原千畝氏の生誕百周年という記念すべき年であった。すでに、「人道の丘記念公園」を建設し（平成二十六年）杉原氏などを記念していた杉原氏の故郷岐阜県八百津町には、七月三十日、同公園の一角に立派な記念館がオープンした。また、外務省も偉大な先輩を記念して、杉原氏の顕彰プレートを作製し、十月十日、故杉原氏令夫人幸子氏などのご出席のもとに同プレートの除幕式を開催した。そして、現在同

プレートと杉原氏関係史料の一部が外務省外交史料館に展示されている。

筆者が杉原氏の業績を知ったのは、約十年前の平成二年に幸子夫人が書かれた『六千人の命のビザ』（現在は『六千人の命のビザ・新版』として大正出版より平成五年から出されている）を、同書の出版直後に読んだ時だが、それ以来杉原氏および戦前の日本における対ユダヤ人政策に興味を持って研究を続けているので、今日の杉原氏研究熱の高まりには喜びを禁じえない。

しかし、一方では非常に危惧すべき問題も現れ始めている。すなわち、杉原氏の業績を歪めて伝え、過小評価しようとする人々が存在することである。

そこで、本稿においては、杉原氏研究の現状における問題点を指摘した上で、今こそ杉原氏の業績を学術的に厳密に検討すべきことを主張したい。

なお、本稿で述べる見解は筆者個人のものであり、筆者が属する団体の意見を代表するものではない。

### 杉原千畝のヴィザ発給をめぐる誤解

杉原千畝像を歪めようとする動きについては、すでに松浦寛氏が「捏造される杉原千畝像——歴史修正主義者による戦争犯罪のゼロサム・ゲーム」（『世界』平成十三年九月号所収）において警鐘を打ち鳴らしている。筆者は基本的に同氏と見解を同じくしている。そして、ここでは紙幅の都合もあるので、杉原氏に関する最大の誤解点と思われる、同氏は「日本政府のユダヤ人保護政策に従ったまで」という説に絞って検討したい。

右記の日本政府のユダヤ人保護政策というのは、昭和十三年十二月六日の五相会議（首相、外相、蔵相、陸相、海相から構成された当時の最高国策決定機関）において「ユダヤ人対策要綱」を決定し、ユダヤ人を他の外国人同様公正に取

り扱うと決めていたことを指す。筆者は、当該期ナチス・ドイツと防共協定を結んでいたにもかかわらず、ユダヤ人を差別しないと定めた同要綱は重要であり、同要綱によりユダヤ人差別を否定した日本政府の姿勢は評価すべきだと思っている（それゆえに、同要綱の政策決定過程を明らかにする必要があるため、筆者は現在同過程に関する論文を準備中であり、近日発表する予定）。

しかし、そこから一足跳びに杉原氏のヴィザ発給は「日本政府のユダヤ人保護政策に従ったまで」と見なすことには同意できない。なぜなら現在外交史料館に残っている電報に、発給条件に則ったヴィザ発給を命じた本省から杉原領事代理宛の訓令電が残っているからなのだ。

このように書くとき読者の中には、一方でユダヤ人を差別しないとして、一方でヴィザを出すという政府の方針が著しく矛盾しているように感じる方もいらっしゃるのではなかろうか。しかし、ここで注目すべきは本省からの訓令電の内容である。昭和十五年八月十六日発松岡洋右外相より在カウナス杉原領事代理宛電報第二十二号には、行先国が確定していない、ないしは十分な旅費を所持していない者に対してはヴィザを発給してはならないとあるのみで、ユダヤ人に対してヴィザを発給してはいけないとは一言も書いていない。要するに問題はユダヤ人に対してヴィザを発給するか否かではなく、難民化して日本から出られなくなるような人々にヴィザを出すことの可否であった。杉原ヴィザの問題を対ユダヤ人政策の枠組みだけで見るとは非常に危険だ。本件にはもう一つ難民に対する人道的対応の問題が潜んでいるからである。それゆえに、杉原氏は「日本政府のユダヤ人保護政策に従ったまで」ではなく、難民に対するヴィザ発給にあたって、政府の方針に背いてもヴィザを発給し続けた人物と位置づけられる。すなわち、「ユダヤ人対策要綱」の存在により、杉原氏の業績の価値が損なわれることは決してないのである。

ここで一つ興味深い挿話を紹介したい。筆者は平成十二年初秋、杉原ヴィザで来日した多くのユダヤ避難民たちが到着した福井県敦賀の港町を訪れた。敦賀はかつて日本を代表する国際都市の一つであった。すなわち、敦賀からウ

ラジボストークへの航路があり、ウラジボストークからシベリア鉄道によりヨーロッパに行くことが可能であったので、敦賀はヨーロッパへの玄関であった。それゆえに、杉原領事代理発給のヴィザを携えたユダヤ避難民たちの多くが敦賀に上陸したので、できれば当時の状況を知りたいと考えたのだ。そうしたところ、大変素晴らしい出会いに恵まれた。敦賀市役所の古江孝治生活行政係長のご紹介で敦賀市教育史編纂委員である井上脩氏にお目にかかれたのだ。井上氏は突然の訪問であったにもかかわらず、大変親切に自ら見聞した当時のユダヤ避難民の状況をお教え下さった。中でも特に興味を感じたのが次の内容であった。当初上陸したユダヤ避難民たちは身なりもしっかりした、ある程度の財産をもって来日した人々であった。ところが、やがて着のまのままの、ほとんど財産も持ちあわせないような難民たちが大勢上陸するようになり、彼らの一見浮浪者を彷彿させるほどの悲惨な身なりは、外国人を見慣れていた敦賀の人々をしてある種の恐怖すら感じさせるほどであったというのだ。

このエピソードは、杉原領事代理が本省の訓令を無視してまで、難民化する危険性の高い人々にもヴィザを発給していたことを端的に表している。そして、ここまで悲惨極まりない難民たちにまで温かい救いの手を差し述べた杉原領事代理の業績は偉大だ。彼の業績を歪めて伝えてはならない。

### 驚愕すべき図書『千畝』

ところで、杉原千畝像を歪めようとする人々が教典の如く重視している図書が存在するので、次にその問題を探りあげたい。ボストン大学のヒレル・レヴィン (Hillel Levin) 教授が書いた *In Search of Sugihara* (1996, Free Press) という図書で、『千畝』(諏訪澄、篠輝久監修・訳、清水書院、平成十年刊) のタイトルで邦訳もされている。レヴィン教授が多くの国を訪れ、史料収集と関係者へのインタビューに努めた成果だということで、筆者も大なる期待をもって同書を繙

いた。ところが、その期待は、驚愕に変わってしまった。ともかく歴史的事実に対する誤認、実証のともなわない思い込みによる記述が目白押しなのだ。本件については、前掲松浦論文、そして渡辺勝正『真相・杉原ビザ』（大正出版平成十二年刊）に詳しい。そして、筆者も問題点を発見するたびに付箋をはさんでいたのだが、ある日筆者が非常勤講師をしている大学の学生たちが、筆者が所持していた『千畝』を目にし、あまりにもたくさん付けられた付箋の意味を尋ねたので、「この頁全てに誤りがあるのだよ」と教えると、驚き呆れ果てていた。彼女らが思わずつぶやいた「このような間違いだらけの本が売られていいのですか？」という言葉が忘れられない。

さらに、筆者が杉原氏ご遺族。さらには大連特務機関長として極東在住ユタヤ人たちの地位安定のために奔走した故安江仙弘陸軍大佐のご長男安江弘夫氏に確認したところ、インタヴュー内容として彼らが話してもいけないことが書かれたというのだ。これは明らか「捏造」である。しかも、「捏造」されたインタヴュー内容を読んで、幸子夫人は体調を崩され寝込まれたとも聞いている。

また、ここで事実誤認と若干ニュアンスが違うが、どうしても指摘しておきたいことがある。それはレヴィン教授の記述には、ある種の悪意すら感じさせる記述が散見することだ。ここでは、二例のみ指摘することとしたい。

第一例は、前掲『六千人の命のビザ・新版』において幸子夫人は、杉原氏との結婚を決意した際のエピソードとして、結婚を申し込む杉原氏に「どうして、私と結婚したいのですか」と尋ねると、「あなたなら外国に連れて行っても恥ずかしくないから」という答えが返ってきたので、結婚を決意したと記している（同書五六頁）。ところが、これに対してレヴィン教授は「事実として、彼女が千畝に何を感じたのか、彼女はいわない（筆者注 杉原氏のご遺族から伺ったところによると、レヴィン教授は幸子夫人にまともなインタヴューは行っていないようだ）。これが激しい恋愛結婚だったのかどうか、はっきりしない。彼女は外交官の妻として海外に行き、そこで住み、彼女のいう〈華やかな生活〉を送るという考えが気に入ったらしい」（『千畝』一八二頁）と記されているのだ（筆者注『六千人の命のビザ・新版』の

当該箇所には（華やかな生活）といった記述はない）。この記述など幸子夫人、ひいては杉原夫妻に対するある種侮辱とも言えるのではなからうか。

第二例は、安江大佐のご長男弘夫氏へのインタヴュー内容を紹介した際に、弘夫氏の談話の前にわざわざ「彼は子供の頃に父親と別れている」（同書一五五頁）という一文を付し、まるで彼の談話に信憑性がないように書いているが、安江大佐がソ連軍に拘引され、弘夫氏が父親と別れたのは彼が二十一歳のときなのだ。二十一歳を子供とはとても言えない。わざわざ時間を割いてインタヴューに応じた相手へのこの振る舞いは一体何なのであろうか。

### 今こそ学術的な杉原千畝研究を

今まで明らかにしてきたように、レヴィン教授の『千畝』は多々問題のある図書であるが、同書の学問的功績を指摘すれば、日本における戦前期対ユダヤ人政策研究の遅れを明らかにしたことが挙げられる。すなわち、日本人研究者たちが積極的に同研究を行ってこなかったからこそ、レヴィン教授がある種自由に自説を展開することが可能であった。また、『千畝』を盲信する人々が現れた背景には、同書出版より二年近く、松浦氏、渡辺氏が果敢に反論を加えるまで、同書に対する反論が試みられなかったことも大きい。すなわち、日本側に本件問題に関する基礎的な研究書がなく（もちろん『六千人の命のピザ・新版』のような回想録、あるいは優れたオーラル・ヒストリーの成果である中日新聞社会部編『自由への逃走——杉原ビザとユダヤ人』東京新聞出版局、平成七年刊、等が既に公刊されているが、一次史料を詳細に検討した本格的な学術研究書としては、管見の限り見当たらない）、そのような状況下に出版された同書に対して、特に批判がなされていない状態であれば、同書を信用してしまうこともある程度やむをえない。

それゆえに、今こそ日本の研究者たち（もちろん、筆者もその一人だが）は、本件問題を学術的研究の対象として研

究すべきである。二十一世紀が始まった本年を本件問題の本格的学術的研究スタートの年とすることを提唱したい。

そして、取り敢えず明らかにすべき研究テーマとして以下の三点を挙げたい。

まず、第一点としては杉原氏関係の一次史料の実証的研究が挙げられる。具体的には、杉原氏と本省の間で交わされた電報を詳細に検討するという最も基礎的な作業が未だ行われていないので、早急に実施されるべきである。また、本件を検討するにあたっては、なぜ在カウナス領事館に何千人ものユダヤ避難民が押し寄せたかということも併せて検討する必要がある。当時のヨーロッパ諸国に設置された多くの在外公館の中で、なぜ在カウナス領事館だけが何千人ものユダヤ避難民に囲まれたのかという検討抜きでは、杉原氏がおかれた異常な状況が理解できず、その結果電報類を読んでも、その行間に込められた杉原氏の叫び声が聞こえてこないであろうからだ。

第二点としては、戦前期日本の対ユダヤ人政策の実態を明らかにすることが必要である。先ほども述べたようにユダヤ人対策要綱を重視するあまり杉原氏の功績を過小評価するといった誤解が生じたわけだが、このような誤解が生じた背景には戦前期日本の対ユダヤ人政策に関する実証的研究が薄い実状が挙げられる。同研究を行った上で、杉原氏の発給したヴィザはどのような位置付けになるのかを検討してゆくべきである。また、同研究にあたっては、ユダヤ人対策のエキスパートとして活躍した人々のことも検討すべきであろう。具体的には前述の安江大佐および主として上海を舞台にしてユダヤ人問題に奔走した犬塚惟重海軍大佐が挙げられる。

最後に、杉原氏のヴィザ発給で研究を終えることなく、その後の問題も検討すべきである。すなわち、杉原ヴィザを携えて来日した人々に対して当時の日本人たちはどのように対応したか。また、杉原ヴィザ発給後ヨーロッパから日本を経て第三国へ逃れようとする難民たちへのヴィザ発給条件はどのようなところになったのかということも興味深いところである。

右記三点を研究することにより、杉原千畝問題を通して当該期日本の外交政策の一側面が明らかになるのではない



かと筆者は期待している。そして、スタートしたばかりの二十一世紀にますます杉原千畝問題の研究が盛んになることを祈念して止まない。

筆者は外務省大臣官房総務課外交史料館外務事務官